

平成29年度 経営力向上支援事業 募集期間 7月4日～3月31日

中小企業者が、生産性の向上（経営力向上）を目的として行う設備投資などの「攻めの投資」を支援するために補助金を交付します。

対象

次の全ての条件を満たす方が対象になります。

- 真庭市に事務所等を有し、市内で設備投資をする者
- 国の経営力向上計画（中小企業等経営強化法）の認定を受けている者
- 中小企業者であること（中小企業法第2条第1項）

注）経営力向上計画の認定を受けるためのサポートは真庭商工会が行います。

補助

補助額：上限100万円（補助率1／3以内）

補助対象経費：経営力向上計画に基づき導入する機械装置、ソフトウェア、工具、器具設備品、建物付帯設備などの取得にかかる経費

流れ

- ① 真庭商工会等に相談し、中小企業等経営強化法による認定を受けるための「経営力向上計画」を作成して、認定を受けてください。
- ② 補助金交付申請書に下記の必要書類を添付して真庭市産業サポートセンターへ提出してください。
添付書類
 1. 経営力向上計画
 2. 経営力向上計画の認定書の写し
 3. 補助対象設備の内容の分かる書類（カタログ、写真、仕様書等）
 4. 対象経費について具体的に説明できるもの（見積書等）
 5. 補助対象者の市税の完納証明書
 6. 法人登記簿謄本（法人の場合のみ）
- ③ 審査を経た後、補助金交付決定通知が送付されます。
※交付決定以降に発生した必要経費が補助対象となります。
- ④ 事業完了後1カ月以内または3月末のいずれか早い日までに実績報告書を真庭市産業サポートセンターへ提出し、補助金の交付額が確定します。

期間

平成29年7月4日～3月31日（予算の範囲内とし、終期は変更有）

義務

- 事業完了後5年間は、下記の制限があります。
 - ①途中で市外へ移転する場合又は事業を中止する場合
 - ②補助事業により取得した補助対象設備を処分する場合※上記を実施する場合は市の承認が必要になりますので、真庭市産業サポートセンターへ、お早めにご相談ください。

- 事業実施にあたっては、通帳等により収入支出が分かるようにしてください。（原則として領収書のみは支出の証明となりません。）

詳しくは、真庭市産業サポートセンター（真庭商工会内）
TEL(0867)42-4375 FAX(0867)42-4337まで